第１３　漏電火災警報器

１　設置場所

(1)　漏電火災警報器は、次に掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、防爆、防腐、防音、防振、静電遮蔽等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものにあっては、この限りでない。

ア　可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所

イ　火薬庫を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所

ウ　腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所

エ　湿度の高い場所

オ　温度変化の激しい場所

カ　振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所

キ　大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所

(2)　受信機は、屋内の点検が容易な位置に設けること。★

ただし、当該設備に雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は、屋外の点検が容易な位置に設けることができる。

(3)　変流器は、建築物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はＢ種接地線で、点検が容易な位置に設けること。

２　設置方法

(1)　漏電火災警報器は、令第 22 条第 1 項に掲げる防火対象物の電路の引込線又はＢ種接地線に設けること。ただし、同一敷地内に管理について権限を有する者が同一の者である令第 22 条第 1 項に該当する 2 以上の建築物の電気の引込線が共通であるときは、当該共通にする引込線に 1 個の漏電火災警報器を設置すれば足りること。

なお、具体的には次の図例によること。

ア　各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が防火対象物の関係者の所有にかかる場合の例（第 13－1、2 図参照）

＜引込線の接続と引込口配線の関係＞

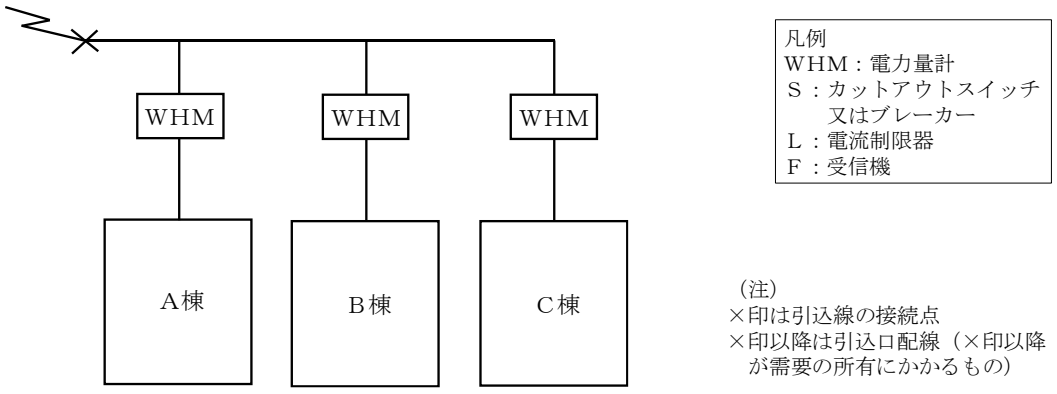

＜第 13－1 図＞

＜変流器の設置箇所と電路との関係＞

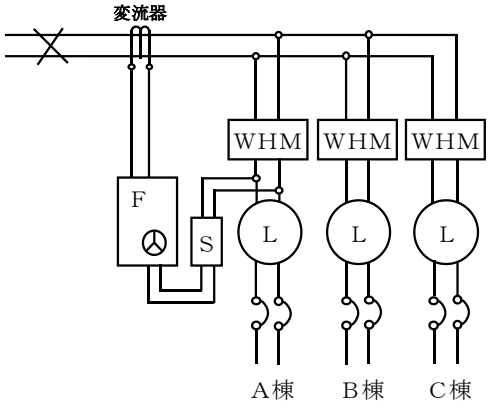

＜第 13－2 図＞

イ　各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が電気事業者の所有に係る場合の例（第 13－3、4 図参照）

＜引込線の接続と引込口配線の関係＞

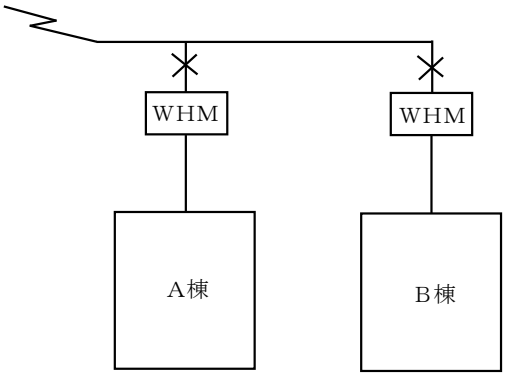

＜第 13－3 図＞

＜変流器の設置箇所と電路との関係＞

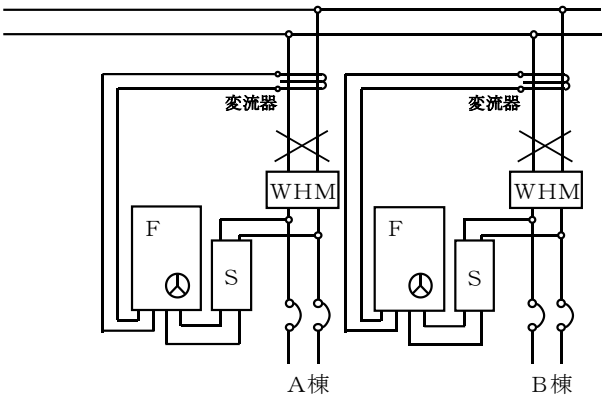

＜第 13－4 図＞

(2)　高周波による誘導障害を生じるおそれのある場所に設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。★

ア　受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に誘導防止用コンデンサを設けること。

イ　変流器の二次側配線は、次により設置すること。

(ｱ)　配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

(ｲ)　配線こう長をできる限り短くすること。

(ｳ)　大電流回路からはできるだけ離隔すること。

ウ　その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。

(3)　屋外の電路に設ける場合は、屋外型とすること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合は、屋内型とすることができる。

(4)　契約電流容量の 125%以上の電流値を有するものを設置した場合は、定格電流以上のものを設置したものとみなす。

(5)　Ｂ種接地線に設ける場合は、当該接地線の太さを考慮し、変流器の口径に十分余裕のあるものを設けること。◇

(6)　引込線の抜き換えが予想される場合は、分割型の変流器を使用すること。◇

３　変流器の定格の選定

(1)　警戒電路に設ける変流器の定格電流は、当該建築物の警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。

(2)　Ｂ種接地線に設ける変流器の定格電流は、当該警戒電路の定格電圧の数値の 20%に相当する数値以上の電流値とすること。

４　検出漏洩電流設定値

漏電火災警報器の検出漏洩電流設定値は、建築物の警戒電路の負荷、電線こう長等を考慮して 100ｍＡから 400ｍＡまで（Ｂ種接地線に設けるものにあっては 400ｍＡから 800ｍＡまで）を標準として誤報が生じない範囲内に設定すること。

５　操作電源

(1)　漏電火災警報器の操作電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあっては主開閉器）の一次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格 15Ａのヒューズ付き開閉器又は定格 20Ａ以下の配線用遮断器に限る。）を設けること。（第 13－5、6 図参照）

＜電流制限器がある場合＞

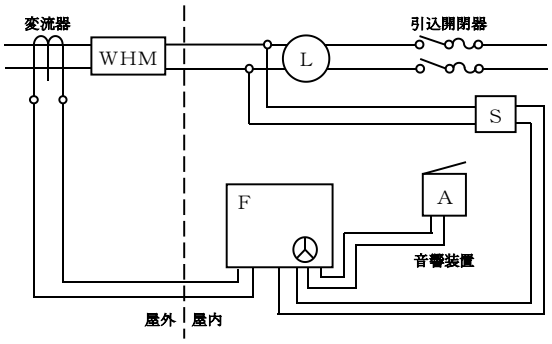

＜第 13－5 図＞

＜主開閉器がある場合＞

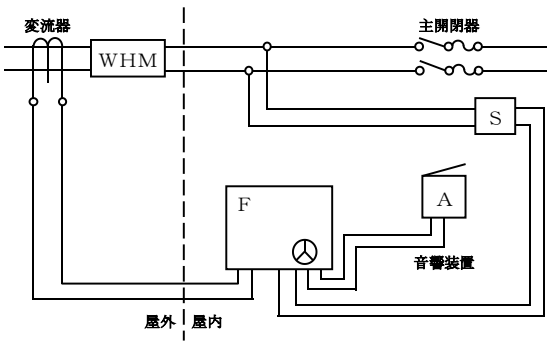

＜第 13－6 図＞

(2)　漏電火災警報器の専用回路に設ける開閉器には、第 26「標識」に定める漏電火災警報器用である旨の表示を設けること。◇

６　配線

漏電火災警報器の配線に用いる電線は、第 13－1 表のＡ欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれＢ欄に掲げる規格に適合し、かつ、Ｃ欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称断面積を有するもの又はＢ欄及びＣ欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものであること。

＜第 13－1 表＞

A欄			B欄	C欄
操作電源の配線に使用する電線			JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上
変流器の二次側屋内配線に使用する電線			JIS C3306（ビニルコード） JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE）） JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）＊	断面積 0.75ｍｍ²以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 0.5ｍｍ以上
変流器の二次側屋内又は屋外配線に使用する電線			JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE）） JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）＊	導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 2.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 0.5ｍｍ以上
変流器の二次側架空配線に使用する電線			JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE）） JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）＊	導体直径 2.0ｍｍ以上の硬銅線＊＊ 導体直径 2.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 0.5ｍｍ以上
地中配線に使用する電線			JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.0ｍｍ以上 導体直径 1.0ｍｍ以上
音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Ｖを超えるもの	地中配線	JIS C3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上
		架空配線	JIS C3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW））	導体直径 2.0ｍｍ以上
		前記以外	JIS C3307（600Ｖビニル絶縁電線（IV）） JCS 3416（600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 3417（600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 4418（600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル（EM-EE、EM-CE））	導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上 導体直径 1.6ｍｍ以上
使用電圧が 60Ｖ以下の配線に使用する電線＊＊＊			JCS 4396（警報用ポリエスチレン絶縁ケーブル）	導体直径 0.5ｍｍ以上

備考　＊は、屋内型変流器の場合に限る。
＊＊は、径間が 10m以下の場合は、導体直径 2.0ｍｍ以上の軟銅線とすることができる。
＊＊＊は、使用電圧 60Ｖ以下の配線に使用する電線については、本表のＢ欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれＣ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。
JCS とは、日本電線工業会規格をいう。

7　契約電流容量の算定

令第 22 条第 1 項第 7 号に規定する契約電流容量は、次によること。

(1)　防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。）と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（Ａ）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（ｋＶＡ）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（ｋＷ）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあってはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあっては、

標準電圧を 100Ｖ又は 200Ｖ、力率を 1.0 として次の式により求めた値とすること。

$$契約電流容量（A）＝\frac{契約容量（kVA）又は契約電力（kW）\times 1,000}{標準電圧（100V又は200V）\times 力率（1.0）}$$

注1 電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。
注2 電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Ｖとすること。

(2)　同一敷地内に 2 以上の防火対象物がある場合で、契約種別が 1 である場合にあっては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（ｋＶＡ又はｋＷ）から次の式によって求めた値とすること。

$$契約電流容量（A）＝\frac{負荷設備総容量（kVA又はkW）\times 1,000}{標準電圧（100V又は200V）\times 力率（1.0）}\times 需要係数（0.6）$$

注1 電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。
注2 電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Ｖとすること。

(3)　高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において前(2)の式により算出した値とすること。

(4)　同一の防火対象物に同一契約種別が 2 以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

８　特例基準

令第 22 条第 1 項の規定の適用を受ける防火対象物のうち、次のいずれかに該当するものは、令第 32 条の規定を適用し、漏電火災警報器を設置しないことができる。

(1)　間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井（以下この第 13 において「令第 22 条の壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該防火対象物における業態からみて、令第 22 条の壁等に電気配線がなされる見込みがないと認められる防火対象物

(2)　令第 22 条の壁等が防火対象物の一部分にしか存在しない防火対象物で、令第 22 条の壁等に漏電があった場合でも、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの

(3)　建基法第 2 条第 9 号の 3 ロに該当する防火対象物で、令第 22 条の壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事その他電気配線を被覆する金属体による工事のいずれかにより施工されており、当該金属管等がＤ種接地工事又はＣ種接地工事により接地され、かつ、当該金属管等の接地線と大地との電気抵抗がＤ種接地工事の場合は 100Ω以下、Ｃ種接地工事の場合は 10Ω以下の防火対象物

(4)　令別表第 1(7)項及び(14)項に掲げる防火対象物で、当該防火対象物における契約電流容量（同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものにあっては、契約種別ごとの電流容量）が 10Ａ以下のもの